商品概要説明書

相続定期貯金

（令和７年３月１日現在）

商品名	・相続定期貯金 〈スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金で組入れます。〉
販売対象	・相続手続き完了後１年以内に、相続により取得した金額を当 JA へお預けいただける個人の方。
期間	・6 か月の定型方式 ・自動継続（元金継続または元利金継続）となります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入形式	 ・一括預入　・100 万円以上 ・大口定期貯金は 1,000 万円以上 ・1 円単位 ・相続により取得した金額までとなります。 ・通帳式
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ・スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の店頭表示の利率に 0.5%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、原則として自動継続時におけるスーパー定期貯金（単利型）もしくは大口定期貯金の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は窓口にお問い合わせください。
手数料	－
付加できる特約事項	・スーパー定期貯金（単利型）はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **〈スーパー定期貯金（単利型）〉** **預入期間が６か月未満：解約日における普通貯金利率** **〈大口定期貯金〉** **次の⑴および⑵の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が０％を下回るときは、０％を下限とします。** **⑴　預入期間が６か月未満：解約日における普通貯金利率** **⑵　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） ／ 預入日数** **（注）なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載（通帳レス口座の場合は JA バンクアプリに表示）の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。**

貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店またはリスク管理課（電話：0120－017－511）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡリスク管理課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
その他参考となる事項	・お預入れに際し、相続手続きの確認ができる書類が必要となります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間中であっても金利情勢等により利率の変更または販売を中止する場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ湘南